

放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後等に児童厚生施設等を利用し安全で安心な生活ができるよう、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、児童の安全・安心を確保するためには、児童を見守る職員の配置体制が万全である必要がある。

国においては、配置する職員について、保護者・支援員をはじめとした学童保育関係者が指導員配置基準を求めてきたことにより、人数と資質に係る最低基準が設けられている。この基準は、市町村が放課後児童健全育成事業に関する条例を定める際の「従うべき基準」とされている。一方で、内閣府と厚生労働省は、指導員不足を理由に通常国会で児童福祉法を改正し、同法に基づいて厚生労働省令で定める「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に移行する方針を示している。

保護者からは、放課後児童健全育成事業における子どもの安全性や十分な質の確保が重要であるとの声が多く寄せられている。

よって国においては、放課後児童支援員の適正な配置及び資質向上や児童の安全性の確保等十分な質の担保のため、引き続き財政的な支援や研修の機会等、必要な措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

堺 市 議 会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

各宛